三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田中　真也
変更後	長利　洋平

(2)　変更年月日

平成二十四年一月十六日

○東北地方整備局告示第十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　8

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社山形県建築サポートセンター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	齋藤　洋
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年十二月二十日

○東北地方整備局告示第十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年二月八日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人岩手県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	佐藤　元彦
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年十月三十一日

○北陸地方整備局告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　七号　新潟県新発田市島潟地先から同県村上市藤沢二十七―一まで

一般国道　百十三号　新潟県村上市坂町地先から山形県西置賜郡小国町大字玉川字時巣沢地内まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　東北インテリジェント通信株式会社　代表取締役社長　柴田　一成

住　所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号　電力ビル二階

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「一般国道七号及び百十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道七号及び百十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間

平成二十四年二月八日から本協定の存続する日まで

○沖縄総合事務局告示第一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月八日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二十九号	沖縄県中頭郡西原町字小那覇千原六三九番二から同町字兼久勝連川三二〇番二まで	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月八日

○沖縄総合事務局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月八日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県国頭郡国頭村字佐手前川原一二九番から同村字佐手前川原五番一まで	前	B　九・三五～一四・五〇（メートル） A　六・五〇～一五・二〇（メートル）	〇・〇八八（キロメートル） 〇・〇七六（キロメートル）	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　九・三五～二六・六〇 A　六・五〇～一五・二〇	〇・〇八八 〇・〇七六	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月八日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡国頭村字佐手前川原一二九番から同村字佐手前川原五番一まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月八日